四一四　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出のあった件　三〇　三

四一五　特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件　三〇　六

四一六　端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件　三〇　六

四一七　端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件　三〇　六

四一八　別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件　三〇　九

四一九　構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件　三〇　九

四二〇　無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件　三〇　九

四二一　周波数割当計画の一部を変更する件　三〇　九

四二二　総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針　三〇　一二

八　総務省、農林水産省、国土交通省

半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件　二〇　二〇

〇中央選挙管理会

一二　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件　三〇　三

〇政治資金適正化委員会

六四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二　二

六五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一三　二

〃　二四　二

〇消防庁

一六　消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件　一八　260　一

〇法務省

五四二　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二　二

五四三　日本国に帰化を許可する件　二　二

五四四　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　四　二

五四五　日本国に帰化を許可する件　四　二

五四六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件　六　二

五四七　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　六　三

五四八　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針の一部を改正する件　六　四

五四九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　六　五

五五〇―五五三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　六　五

五五四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　六　五

五五五　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　九　三

五五六　日本国に帰化を許可する件　九　三

五五七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める件　一〇　一